

まんがキャラクター著作権利用料補助金交付要綱

(通則)

第1条 まんがキャラクター著作権利用料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 市長は、本市が推進する藤子不二雄[㊤]先生のまんがキャラクターを活かしたまちづくりの一環として、事業者が同氏のまんがキャラクターを使用した商品開発に要する著作権利用料の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、日本国において登録されている法人であり、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める職種又は公序良俗に反する事業を営む法人
- (2) 氷見市暴力団排除条例（平成24年条例）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3条に規定する暴力団員等が経営に実質的に関与している法人
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする法人

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 新たに開発した商品については、氷見市内でも販売すること。
- (2) 藤子不二雄[㊤]先生のまんがキャラクターを使用した商品開発に限るものとし、類似の商品（キャラクターが異なる形状や用途等が似通っているものを含む。）で補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一事業者への補助金の交付については、各年度1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、まんがキャラクター著作権利用料補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、まんがキャラクター著作権利用料補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業を実施する申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

（補助事業の内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が、やむを得ない事情等により補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）又は中止しようとするときは、速やかにまんがキャラクター著作権利用料補助金（変更・中止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更及び補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

（補助事業の遅延等）

第9条 補助事業者は、指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 1 1 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途に使用してはならない。

（実績報告）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、まんがキャラクター著作権利用料補助金実績報告書（様式第 4 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第 1 3 条 市長は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査などにより、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、まんがキャラクター著作権利用料補助金確定通知書（様式第 5 号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 1 4 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金を概算払いすることができる。

（補助金の請求）

第 1 5 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、まんがキャラクター著作権利用料補助金（概算払）請求書（様式第 6 号）により市長に補助金の支払い請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 6 条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第 17 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後 5 年間保存しなければならない。

（細則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金額
商品開発に要する著作権利用料 （消費税及び地方消費税を含む。）	補助対象経費に相当する額とし、限度額は、10 万円とする。